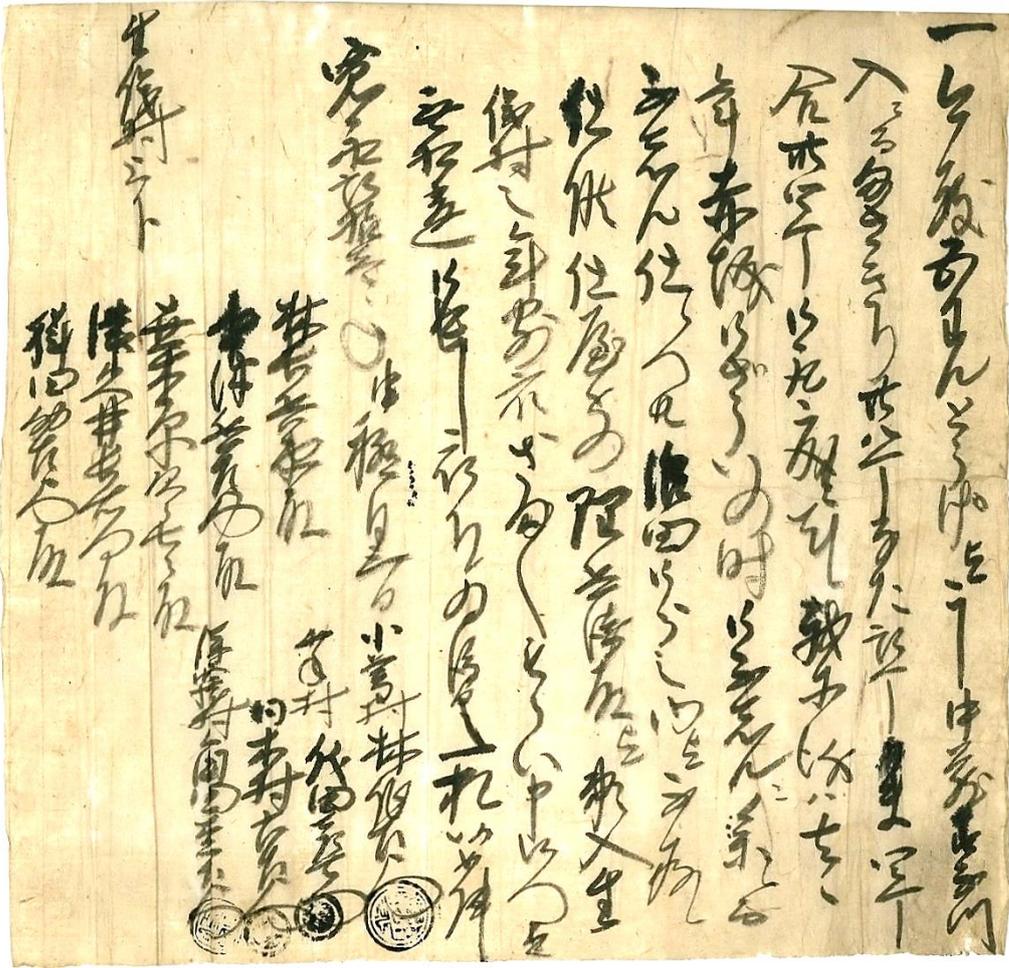


(林家文書 P 八二〇四 No. 二八二)



《訳文》

一 今度五わんとうげをこし、中蔵すな川

入<sup>二</sup>而まさきり廿八丁・なた式丁・かま四丁、

合卅四丁御取被<sup>レ</sup>成者尤也、我等儀八去々

年赤城御ざういの時御ふしん<sup>二</sup>参候而

ふしん仕候へ共、沼田領分之内を不<sup>レ</sup>存候、

仕(力)供(力)仕屋との理兵衛殿を頼入、生

越村之年寄衆へさまくもらい申候へ者、

無<sup>二</sup>相違<sup>一</sup>御返し被<sup>レ</sup>下候、為<sup>二</sup>後日<sup>一</sup>之<sup>一</sup>札、仍如<sup>レ</sup>件

寛永式拾言年申ノ極月三日 小暮村 林 作左衛門<sup>㊦</sup>

林長兵衛殿 同 木村六左衛門<sup>㊦</sup>

中沢兵左衛門殿 漆窪村 角田奎左衛門<sup>㊦</sup>

生越村上下 栗原次郎七郎殿

津久井長右衛門殿

稗田助左衛門殿

《読み下し》

一 今度ごわんとうげをこし、中蔵すな川

入にてまさきり廿八丁・なた式丁・かま四丁、

合わせ卅四丁御取り成されるは尤(もつとも)なり、我等儀八去々

年赤城御ざういの時御ふしんに参り候て

ふしん仕り候へ共、沼田領分之内を存ぜず候、

仕(力)供(力)仕屋との理兵衛殿を頼み入り、生

越村の年寄衆へさままもらい申し候へば、

(後略)

## 《用語》

【ごわん峠】不明。赤城山の尾根か。

【中蔵すな川】旧利根村砂川・中倉（現沼田市利根町）。

【まさきり】まさかり、木の伐採などに使用

【なた】鉋、木の伐採などに使用

【赤城御ざうい】赤城神社の造営。寛永十九年（一六四二）に前橋藩主酒井忠清が前年焼失の赤城神社を再建したとあり、このことか。

【生越村（おごせむら）】昭和村生越。貝野瀬村の東、片品川左岸の河岸段丘上に立地。片品川対岸は上久屋村（現沼田市）、平出村（現沼田市白沢町）、東は多那村（現沼田市利根町）。

【極月】十二月

【小暮村】前橋市小暮町（旧富士見村大字小暮）

【峯村】前橋市嶺町・金丸町

【漆窪村（うるくぼむら）】前橋市漆窪町（旧富士見村大字漆窪）

## 《解説》

寛永二十一年（一六四四）、赤城山南麓の小暮村・峯村・漆窪村（いずれも現前橋市）の者は、「ごわん峠」を越えて赤城山北側の「中倉・砂川」まで入り込んだため、生越村の者に鉋・鎌などを合わせて三十四丁を奪い取られてしまった。寛永十九年赤城神社造営の際に普請に行なったことがあるが、沼田領分のことをよくわかっていなかったため、このような仕儀に至ったと弁明しています。そして「仕（力）供（力）仕屋との」「理兵衛殿」に頼み入り、生越村の年寄衆に働きかけた結果、まさかりなどを返却してもらったことが書かれています。

生越村の南部は生越野とよばれ、江戸時代を通じ秣場（まぐさば）紛争がたびたび起きています。秣場とは、牛馬など家畜の飼料や田畑の肥料である刈敷（かりしき）とするための草を採取する原野で、そのほとんどは複数の村が共同で利用する入会地でした。江戸時代になり農業経営の拡大や新田開発などによって秣場の利用が活発化したため、生越野に限らず日本各地で、秣場を巡ってさまざまな紛争が繰り返されるようになりました。

なお興味深いのは、文書の差出・宛の人物がともに名字を名乗っていることです。いずれも各村の有力農民とみられ、中世地侍の子孫であったと推測されます。また、生越村には、中世の自治的村落である惣村に見られたような、「年寄衆」という指導者層が存在していたことがわかります。

林家は江戸時代には生越村名主、明治時代初めには生越区長等を務めました。近世村方文書（村政・村況・戸口・土地・年貢・災害・普請・交通・運輸・社寺・信仰）、近代村行政文書、林家私的文書（由緒・系譜・家政・家業・文化・教養）などからなる。文書点数は多くないが、寛永三年（一六二六）以降、生越野の利用や訴訟関係の古文書などが注目されます。